

旧ユーゴスラヴィア諸国の国境問題——地理・歴史教科書を通じて

Territorial Disputes between the Yugoslav Successor States: Reflections in Geography and History Textbooks

石田 信一

Shinichi ISHIDA

要旨

クロアチアを中心として、旧ユーゴスラヴィア諸国の学校教科書における国境問題に関する記述を取り上げ、日本が抱える問題との比較を視野に入れつつ、その特徴や問題点の解明を試みた。

旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史教科書の記述を見ると、南スラヴ統一国家としてのセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の発足当初における国境問題（「アドリア海問題」を含む）や第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の共和国境問題に関する立場の違いが顕在化していることが目につく。クロアチア側から見れば、セルビアとはスリイェム（スレム）地方とバラニャ地方

の帰属に関して、スロヴェニアとはピラン湾付近での国境・領海問題に関して、また歴史認識に近いものとはいえず、モンテネグロとはコトル湾地方の帰属に関して、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとはネウム回廊の帰属に関して共通の理解が成り立っていない。クロアチアの教科書は歴史性を重視し、セルビアの教科書は現実の民族分布を重視するなど全般的な傾向の違いもある。

また、地理教科書には現在の国境問題を詳述するものもあり、在外同胞の処遇に関する記述とあわせて、歴史教科書と同じ問題を引き起こしている。このような学校教科書における国境問題に関する記述が実際に人々の意識や各国の関係にどのような影響をもたらしているかは未解明であり、今後の課題となる。

はじめに

近年、日本と韓国・中国など近隣諸国との関係が悪化する中で、二〇一四年一月に文部科学省が改訂した中学校・高等学校向けの学習指導要領解説をめぐって、新たな緊張が生じている。その原因は、地理・歴史教科書における日本と近隣諸国との係争地をめぐる記述にある。これまでの学習指導要領解説では「北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されている」ことや「我が国と韓国との間に竹島をめぐる主張の相違がある」ことに触れることが求められていた。しかし、新たな学習指導要領解説では、竹島も「我が国の固有の領土」であるが「韓国によって不法に占拠されている」とされ、また中国との係争地である尖閣諸島に関して、「我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していない」との記述が加わったのである。これは日本政府の公式見解を反映したものである。⁽¹⁾ これらが中学校・高等学校向けの教科書に反映されるのは二〇一六年度ないし二〇一七年度以降のことだが、すでに二〇一五年度から使用される小学校五〜六年生向けの社会科教科書には、本来の学習指導要領解説にはなかった竹島問題や尖閣諸島問題に関する記述が含まれている。⁽²⁾ こうした記述に対しては、韓国と中国の外務省を通じて強い抗議の声があがっている。

一方、一九九〇年代に分離・独立した旧ユーゴスラヴィア諸国の場合、

南スラヴ統一国家としてのセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の発足当初における国境問題、第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の国境問題と共和国境界問題、ユーゴスラヴィア解体後の新たな国境問題などがあり、状況はさらに複雑である。各国の歴史教科書や地理教科書はこうした問題に関する政府見解を忠実に反映しており、例えばスリイェム（スレム）地方とバラニャ地方の帰属をめぐるクロアチアとセルビアの立場の違い、ピラン湾付近での国境・領海問題をめぐるクロアチアとスロヴェニアの立場の違いなどは、教科書からもはっきりと読み取ることができる。なかでもクロアチアの教科書は、全般的に国境（共和国境界を含む）の変遷をかなり詳しく取り上げ、批判的な記述が目につく。

旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史認識問題については、二〇〇〇年代に入って多くの共同研究がなされており、一定の成果をあげている。⁽³⁾ しかし、国境問題については、なお体系的な研究が十分になされているとは言いがたい。本稿では、クロアチアを中心として、旧ユーゴスラヴィア諸国の学校教科書（歴史および地理）における国境問題に関する記述を取り上げ、日本が抱える問題との比較を視野に入れつつ、その特徴や問題点を明らかにしたい。

1. 旧ユーゴスラヴィア諸国の教育制度

旧ユーゴスラヴィア連邦時代、学校教育は各共和国の管轄事項であり、

全国統一のものではなかった。もつとも、一九六〇年代以降は各共和国ともに小学校は八年制、中学校は三〜四年制となっており、小学校五年生から八年生まで必修科目として地理と歴史を学ぶこと、教科書は学年ごとに分冊となっていることなどは共通していた。中学校に言えれば、一九七〇年代から八〇年代にかけて中等教育を二段階に分けるとともに、伝統的なギムナジウムの廃止を含めて学校統廃合を強行するなど実験的な時期があったものの、地理も歴史も必修科目であることに変わりにはなかった。また、教科書は各共和国の「国定教科書」であつて（例えばクロアチアではシュコルスカ・クニガ社が、セルビアでは教科書・教材局が教科書出版をほぼ独占した）、その内容は必ずしも一致していなかった。

現在のクロアチアの学校教育制度は一九九〇年代に成立したものが、前述の実験的な時期の問題を別にすれば、概ね旧ユーゴスラヴィア連邦時代の制度的特徴を継承している。小学校八年制を維持していること（セルビアを除いて九年制に移行）を含めて、旧ユーゴスラヴィア諸国では例外的である。小学校五年生から八年生まで必修科目として地理と歴史を学ぶこと、教科書が学年ごとに分冊となっていることも変わらぬ。中学校でもギムナジウムの場合には一年生から四年生まで必修科目または選択科目として地理と歴史を学び、ここでも教科書は学年ごとの分冊となっている。歴史教科書は、小学校向け・中学校向けともに「古代史」、「中世・近世史」、「近代史」、「現代史」の四分冊で、内容的にはほぼ一致しており、微妙な時期区分と記述の分量だけが違うようにも見

える。一方、地理教科書は、小学校向けが「自然地理」、「人文地理」、アジア、アフリカ、アメリカ、オセアニア地誌」、「ヨーロッパ地誌」、「クロアチア地誌」の四分冊、中学校向けが「自然地理」、「人文地理」、「世界地誌」、「クロアチア地誌」の四分冊で、内容的にも違いが大きい。なお、日本と同じように複数の教科書の中から選択できる方式が採用されたのは二〇〇一年のことであり、現在では歴史教科書・地理教科書それぞれ学年ごとに三〜四種類が出版されている。⁴⁾

また、クロアチア以外の旧ユーゴスラヴィア諸国でも、歴史教科書・地理教科書は同じような構成の四分冊となつていくことが多い（小学校が九年制の場合は六年生から九年生までが必修科目となる）。モンテネグロを除けば、国定教科書ではなく認可を受けた複数の教科書から選択できるようになつていくものの、特定の科目の教科書が一種類しかなく、事実上の国定教科書となつていくケースも見られる。実際、コストの問題と絡んでか、ボスニア・ヘルツェゴヴィナやマケドニアでは、教科書の種類は「多元化」が進んだ二〇〇〇年代に比べて減少している。

2. クロアチアの歴史教科書と国境問題

クロアチアの歴史教科書で国境問題に触れているのは小学校向け・中学校向けのいずれも第四分冊の現代史教科書である。ここでは、とくに前述したセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の発足当初における国境問題、第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の国

境問題と共和国境界問題、ユーゴスラヴィア解体後の新たな国境問題に関する記述を取り上げ、その特徴や問題点を明らかにしたい。主に、プロフィール社の小学校向け歴史教科書〈ヴレメプロヴ〉シリーズを参照する。

(1) 第一次世界大戦後の国境問題

一九一八年にオーストリア＝ハンガリー帝国が崩壊し、クロアチアがセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の一部となった時期の国境問題は、第一に「アドリア海問題」として、第二に国内の行政区分の問題として描かれている。このうち「アドリア海問題」に関しては、〈ヴレメプロヴ〉は六頁を割いて地図（一九一五年のロンドン条約で約束されたイタリアの領土⁽⁵⁾）や当時の新聞・雑誌、写真、カリカチュアなどともに非常に詳しく紹介している。

アドリア海問題はヴェルサイユでの講和会議では解決されなかったが、イタリア王国とセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の間で国境画定に関する直接交渉を行うことで合意が成立した。一九二〇年一月一二日、イタリアの都市ラバロで国境に関する協定が結ばれた。この協定はラバロ条約として知られる。これによってイタリア王国はロンドン条約で約束されたよりもやや少ない領土を獲得した。イストリア地方、ツレス島とロシニ島、戦略的に重要なラストヴォ島とパラグルジャ島、ザダル市、そしてスロヴェニア諸邦の一部を獲得したのである。イタリアは占領地の大半を放棄しなければなら

なかったものの、クロアチアは重要な海岸部を失った。この地域は二〇年以上にわたりイタリアの支配下に置かれた。クロアチアに統合されたのは第二次世界大戦中のことであった。

ラバロ条約によってリエカを独立国とする合意がなされたが、その実権を握ったのはイタリア人であった。リエカ問題は一九二四年にローマ条約によって解決された。リエカはイタリア王国の帰属となったのである。⁽⁶⁾

また、国内の行政区分の問題については、以下のような記述がある。

「一九二二年に」国家は三三県に区分された。この区分は自然境界や歴史的境界、住民の民族構成を意図的に無視したものであった。コトル湾地方はゼータ県に編入され、ダルマチア（すなわちクロアチア）から切り離された。メジムリエ地方はマリボル県に編入された。⁽⁷⁾

「一九二九年に」ユーゴスラヴィア王国では九つの州とベオグラード市からなる新たな行政区分が導入された。クロアチアはサヴスカとプリモルスカの二つの州に分割され、スリエム地方とネレトヴァ川より南の地域を奪われた。⁽⁸⁾

「一九三九年に創設された」クロアチア自治州はそれまでのサヴスカ州とプリモルスカ州に加え、クロアチア系住民が多数派を占める郡（ドゥブロヴニク、シード、イロク、デルヴェンタ、グラダチャツ、ブルチュコ、トラヴニク、フォイニツァ）を含んでいた。クロアチア

が第一のユーゴスラヴィアに「もたらした」地域のうち、コトル湾地方とスリエム地方の東部はクロアチア自治州の一部とはならなかった。⁽⁹⁾

このように、イタリアとの間で生じた「アドリア海問題」と並んで、現在まで継続している問題として、コトル湾地方とスリエム地方の帰属問題に焦点があてられることがわかる。ギムナジウム向けの教科書でも、論点は変わらない。

(2) 第二次世界大戦後の国境問題

続いて、第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の国境問題について取り上げる。それは、まさしく現在クロアチアが他の旧ユーゴスラヴィア諸国との間で抱える国境問題の直接の起源とみなされるものである。もともと、〈ヴレメプロヴ〉は一九四五年にユーゴスラヴィア連邦人民共和国が成立し、クロアチアもその連邦構成体となったことに加え、「クロアチアの境界はどのようなものであったか」という問いとともに地図を掲載しているが、とくに共和国境界画定問題には触れていない。⁽¹⁰⁾ この教科書はトリエステ問題についても「一九五四年に」トリエステは周辺地域とともにイタリア領に、イストリアの北西部はユーゴスラヴィア領になることで合意が成立した⁽¹¹⁾と述べるにとどまっている。

もともと、〈ヴレメプロヴ〉以外の教科書は、程度の差こそあれ、こ

の時期の共和国境界画定問題に言及しており、とくにアルファ社の教科書には以下の通りかなり詳しい記述がある。

戦後、連邦構成共和国間の境界画定およびイタリアとの国境画定の問題が未解決のまま残った。各共和国間の境界画定の規範となったのは、特定の民族の歴史的権利と民族的権利の組み合わせであった。こうして一九四五年末、連邦委員会はクロアチアからスリエム地方の東部・中部の全域と西部の一部をクロアチアから奪い、セルビアに編入した。モンテネグロを利する形でコトル湾地方も復帰されずに失われた。その一方で、ユーゴスラヴィアはイタリアが第一次世界大戦後に獲得したアドリア海東部の海岸地帯のほぼ全域を要求した。この地方にはクロアチア人とスロヴェニア人が最も多く住んでいた。一九四七年、パリ講和会議でユーゴスラヴィアはイタリアと国境変更に関する条約を結んだ。クロアチアはこの国境画定によりイストリアの大半とツレス島、ロシニ島、ラストヴォ島、ザダル市、リエカ市を獲得した。トリエステ市とイストリア北部の問題だけが未解決のまま残った。一九七五年まで続いた交渉の結果、イタリアの小都市オシモで条約が結ばれ、ユーゴスラヴィアとイタリアの国境問題は最終的に解決した。⁽¹²⁾

なお、共和国境界画定問題に関しては、ギムナジウム向けの教科書では全般的により詳細な説明がなされている。メリディヤニ社の教科書で

は、スリエム地方とコトル湾地方の喪失だけでなく、「クロアチアとボスニア・ヘルツェゴヴィナの境界画定にあたって歴史的規範が尊重され、殆どクロアチア系住民だけが住む狭い海岸に面したネウム回廊はクロアチアに編入されず、ドゥブロヴニクがクロアチアの残りの地域から分断された」⁽¹³⁾ことを批判的に描いている。また、この教科書は一九三九年のクロアチア自治州と比較して「クロアチアはイストリア（三一三〇平方キロ、バラニヤ（二二二四平方キロ）、ドヴォル・ナ・ウニ、リエカ、ザダルおよび島嶼部（一一四四平方キロ）を獲得したが、シード、ヘルツェゴヴィナ、中央ボスニア、ボサンスカ・ポサヴィナの分、領土を減らした」⁽¹⁴⁾と述べている。なお、アルファ社の教科書は、コトル湾地方を「現在のクロアチア国内に行政単位の中心地があったこと（コトル湾地方はザダルを州都とするダルマチアの一部であった）」から「クロアチアの諸地方」の一つとみなしている。⁽¹⁵⁾

一方、シュコルスカ・クニガ社の教科書は、これとは異なる視点から共和国境界画定問題を取り上げている。ここでは、現在では国境となっているクロアチアの共和国境界が「ある部分は歴史的なものだが、ある部分は共産党の役職者の合意で定められた（セルビアおよびモンテネグロとの境界は合意で定められた）」⁽¹⁶⁾ものであったことが問題視されているように見える。さらに、プロフィル社の教科書は、共和国境界画定にあつてユーゴスラヴィア共産党指導部の間で意見の不一致が見られ、「ヘブラングはクロアチアの新たな境界、とくにスリエム地方の境界に反対した。一方、セルビアとヴォイヴォデナの共産党員はスリエム

ム地方全域を要求した。これは、共産主義体制の公的な保証とは正反対に、民族問題の解決に成功していないことの明白な証拠であった」と⁽¹⁷⁾ま

で述べている。イタリアとの国境問題は、ギムナジウム向け教科書は例外なく取り上げているが、小学校向け教科書でもプロフィル社のもの（ウレメプロヴ）シリーズとは別の教科書が比較的詳しく、関連地図も掲載している。

対外的な国境を定めるにあたり、イタリアとの国境画定が最も大きな変化をもたらした。一九四七年のパリ講和会議でイタリアとの条約の署名がなされた。アドリア海の東岸における戦前のイタリア領は大半がユーゴスラヴィアの一部となった。トリエステと周辺地域、スロヴェニア沿海地方、イストリアに関しては、双方とも領有権を主張し、係争地となった。ユーゴスラヴィア軍は終戦期にトリエステに入城したが、西側連合国の圧力で撤退せざるを得なかった。

暫定的な解決策として「トリエステ自由地域」が創設され、二つの地区に分割された。A地区（トリエステと周辺地域）は西側連合国の支配下に置かれ、B地区（イストリアの一部）はユーゴスラヴィアの支配下に入った。トリエステ自由地域はA地区の大半がイタリア領、B地区がユーゴスラヴィア領となる一九五四年まで存続した。この地域の国境は最終的に一九七五年に確定し（オシモ条約）、その際に少数民族の処遇の原則も定められた。⁽¹⁸⁾

(3) ユーゴスラヴィア解体後の国境問題

最後に、ユーゴスラヴィア解体後の新たな国境問題に関しては、一九一一年から一九五年にかけての「祖国戦争」の時期を通じてクロアチアの国土の三分の一が自称「クライナ・セルビア共和国」の占領下に置かれていたことを除けば、小学校向けであってもギムナジウム向けであっても、歴史教科書には殆ど取り上げられていない。前述のプロフィル社の教科書（ヴレメプロウ）シリーズではないもの⁽¹⁹⁾だけが例外的にスロヴェニアとの国境問題の存在に触れている。新たな国境問題を詳述する地理教科書とは大きく異なる点である。

3. クロアチアの地理教科書と国境問題

クロアチアの地理教科書は歴史教科書と同じように現在の領土が歴史的にどう変化してきたかを非常に詳しく取り上げることがある。これは、とくにギムナジウム向けの教科書においては旧ユーゴスラヴィア連邦時代から受け継がれてきた特徴の一つである⁽²⁰⁾。小学校においても、クロアチア・ナシヨナリズムが高揚した一九九〇年代から二〇〇〇年代初頭にかけて導入されていたが⁽²¹⁾、現在では姿を消している。また、旧ユーゴスラヴィア連邦時代と比べて、在外同胞（ディアスポラ）の処遇と絡んで近隣諸国との国境問題に触れることが多いのも特徴の一つである。前述の通り、一般的に歴史教科書はユーゴスラヴィア解体後の国境問題を取り上げること自体が稀であるのに対して、地理教科書はこの問題を

非常に詳しく扱うことがある。ここでは地理教科書における国境問題に関する記述を見ていくことにする。

独立直後の一九九〇年代半ばに刷新されたクロアチアの小学校向け地理教科書（当時は国定教科書）には、すでに国境問題に関する記述がある。詳細は触れられていないものの、セルビアにスリエム地方を、モンテネグロにコトル湾一帯を奪われたことが示唆されている。やや長くなるが、以下に引用する。

クロアチア共和国は北東部のドナウ川から西部のイストリアのサウドリヤ岬、そして南東部のプレヴラカ半島に至るアーチ形もしくは馬蹄形となっている。このように分断された形の結果として国防上および交通上の困難が生じている。クロアチアの形が普通ではないことは、長い間の、しばしばクロアチア人の不利益となった複雑な歴史上の出来事をもたらした結果である。すべての歴史的变化を考慮するならば、クロアチアの北部国境と西部国境は古来の安定したものと結論づけることができる。唯一の新しい変化は、それまで歴史的にクロアチアに帰属したことのないイストリアがクロアチアに帰属したことである。現在の東部国境は、中世においてボスニアが徐々に独立したことに始まり、オスマン帝国の侵攻によって継続した領土縮小の結果である。クロアチアはスラヴォニアの奪回とダルマチアの拡大によって失地回復に成功したが、かつての版図に到達することはなかった。クロアチアは領土縮小を南スラヴ国家においても経験し、セルビアと

モンテネグロを利用する形で周縁部を失った。現在のクロアチアの国土は、歴史的に繰り返されてきた大規模な領土縮小と小規模だが根気強く行ってきた領土拡大の結果なのである。⁽²²⁾

なお、この教科書には国土の歴史的变化を示す地図(二一〇・一一世紀、「二四世紀半ば」、「二六世紀末」、「一八世紀末」、「一八四八年」、「一九三九年」の六点)も掲載されている。⁽²³⁾ また、この教科書ではクロアチア地誌と連動する形で近隣諸国の地誌が盛り込まれていることが特徴的である。そこには在外同胞(クロアチア人)に関する記述が見られる。

例えば、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ地誌に関する部分にクロアチア人が多く住む都市の紹介があり(サライエヴォ、トラヴニク、ゼニツアなど)⁽²⁴⁾、さらに「近隣諸国のクロアチア人」と題する民族分布図が掲載されている。⁽²⁵⁾ また、ヴォイヴォディナ地誌に関する部分では、同地には数多くのクロアチア人が暮らしてきたが、とくに一九九〇年代以降「同化と追放の犠牲」となっていることが明記されている。⁽²⁶⁾ これとは別に、人口動態との関わりで、クロアチア人の国外移住(移民)の歴史に関する記述も見られる。⁽²⁷⁾

同じ時期に出版されたギムナジウム向けの地理教科書は「国境と国土の形」に四頁を、「クロアチアの国土の成立と変遷」に実に二八頁を割いている。⁽²⁸⁾ 後者には旧石器時代から現代に至る一〇点もの歴史地図が含まれている。また、国境問題についても詳述しており、とくに第二次世界大戦後、ユーゴスラヴィア連邦における共和国境界を画定する際にク

ロアチア共和国にスリイェム地方の東部やコトル湾地方が含まれなかったこと、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのネウム回廊によってクロアチアの国土が分断されたことなどに触れている。⁽²⁹⁾

クロアチアで二〇〇一年に教科書の「多元化」が実現してからも、学習指導要領の制約は厳しく、地理教科書の内容は大きく変わらなかった。国土の形成史に関する記述が多く、歴史地図を多用していることやクロアチア地誌と連動する形で在外同胞を含む近隣諸国の地誌が盛り込まれていることなども変わっていない。⁽³⁰⁾ 新しい点としては、モンテネグロとの関係で「ブレヴラカ半島をめぐる未解決の国境問題」について言及していることが挙げられる。⁽³¹⁾

クロアチアで新たな学習指導要領が全面的に導入された二〇〇六年以降、⁽³²⁾ クロアチア地誌を主要テーマとする小学校八年生向けの地理教科書から国土の形成史に関する記述は全面的に削除され、在外同胞を含む近隣諸国の地誌を盛り込むことがなくなるなど、大きな変化が見られた。⁽³³⁾ 近隣諸国の地誌はそれまでと同じく小学校七年生向けの地理教科書に掲載されているが、そこにも在外同胞に関する記述は無い。⁽³⁴⁾ また、国境に関する記述はさらに詳しくなり、モンテネグロだけでなく、「ピラン湾(サウドリヤ湾)とジュンベラク山地のスヴェタ・ゲラ」などをめぐるスロヴェニアとの国境問題についても言及している。⁽³⁵⁾ ここでは、二〇〇四年に出版されたプロフィール社の教科書の国境問題に関する記述を引用する。

現在のクロアチアの国境は、複雑な歴史上の事件とクロアチア国家を保持する闘争の結果である。そのため、国境の各部分は成立年代も起源も異なる。ハンガリーとのドラヴァ川の国境は、メジムリエとバラニャを除いて、すでに一〇世紀に定められたものである。クロアチアとスロヴェニアの国境は、一九五四年に定められたイストリアでの国境を除いて、中世クロアチア王国の国境でもある。ボスニア・ヘルツェゴヴィナとの国境は、その大半が一七世紀末から一八世紀初頭にかけてオスマン帝国との和約と国境画定によつて定められたものである。ドゥブロヴニク共和国は地理的・戦略的な利益を考慮して現在のボスニア・ヘルツェゴヴィナの海への出口にあたるネウム地方とクレク半島をオスマン帝国に譲った。第二次世界大戦後、ユーゴスラヴィアの各共和国間の境界画定に際して、クロアチアはセルビアを利用する形でスリエム地方の大半を失った。ドナウ川の境界についても一部合意が必要であった。モンテネグロにはコトル湾地方とブドヴァに至る現在のモンテネグロ沿海地方の一部が帰属することとなった。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、モンテネグロとの国境は、各国の政治情勢も絡んで、なおも一部不安定なものとなっている⁽³⁶⁾。

一方、シニコルスカ・クニガ社のギムナジウム四年生向けの地理教科書は、従来通りクロアチアの国土の形成史（歴史的変遷）に関する記述を維持し、歴史地図も数多く掲載している⁽³⁷⁾。また、国境に関する記述も非常に詳しく、国ごとに国境問題の有無や係争地の紹介を行っており、

とくにモンテネグロとの係争地プレヴラカ半島、セルビアとの係争地シヤレングラツカ・アダ、スロヴェニアとの係争地ピラン湾については詳細な地図を示している⁽³⁸⁾。他の教科書では殆ど取り上げられないボスニア・ヘルツェゴヴィナとの係争地（フルヴァツカ・コスタイニツアにおけるウナ川の流路、プレシエヴィツァ山の東側のザヴァリエ地区、ダルマチア南部のクレク半島の山頂など）の紹介もある。

二〇一四年に出版されたメリデイヤニ社の教科書では、ローマ時代の属州の区分からユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国時代の共和国・自治州の区分に至る二一点の歴史地図とともに一〇頁にわたつてクロアチアの国土の歴史的変遷についての記述があり、とくに現在の国境については、それが第二次世界大戦後に画定されたものであること、イストリアおよびプレヴラカ半島に至るクロアチアの海岸地帯と島々が編入される一方、スリエム地方の一部とコトル湾地方が奪われたことが強調されている⁽³⁹⁾。セルビアとの国境地帯に位置するスリエム地方とモンテネグロの一部となっているコトル湾地方に対するクロアチアの領土的要求を示すかのような記述となっているのである。また、この教科書では、クロアチアの面積（五万六五七八平方キロ）や国境の長さ（二二三七・九キロ）などの数値に加えて、隣接する五か国、すなわちボスニア・ヘルツェゴヴィナ、スロヴェニア、ハンガリー、セルビア、モンテネグロとの国境問題を取り上げている。この教科書が描く国境問題を要約すれば、以下の通りとなる。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナとの国境は一〇一一・四キロで、全体の

四三パーセントにあたる。オスマン帝国に対する国境として成立したものであり、ヴェネツィア共和国とドゥブロヴニク共和国を分離する目的でネウム回廊とストリナ回廊が設けられた（後者は現存しない）。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの国境は民族分布に即したものではなかったため、ボサヴィナ地方やヘルツェゴヴィナ地方ではクロアチア人の居住地域が分断される結果となった。ユーゴスラヴィアからの分離・独立後、両国間に係争地があったものの、国境条約の批准が見込まれている⁽⁴¹⁾。

スロヴェニアとの国境は六六七・八キロで、全体の二八・一パーセントにあたる。ドラヴァ川とムラ川の北部国境もイストリアでの南部国境も第二次世界大戦後にクロアチア領を僅かに減じる形で修正されたものであり、その多くが自然境界でも民族境界でもない。両国間にはピラン湾（サヴドリヤ湾）、スヴェタ・ゲラ、メジムリエ（ムラ川流域）などで国境問題が存在する。ピラン湾問題については国際仲裁裁判所の判決を待つことになる⁽⁴²⁾。

ハンガリーとの国境は三五五・五キロで、全体の一五パーセントにあたる。歴史的に係争地となってきたメジムリエ地方は、一九二〇年のトリアノン条約でクロアチア領であることが確定した。同じくバラニャ地方の南部も一九二〇年にセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の帰属となっている。現在では両国間に未解決の国境問題は存在しない⁽⁴³⁾。

セルビアとの国境は三一七・六キロで、全体の一三・四パーセントにあたる。第二次世界大戦後にクロアチアを犠牲にして引かれた国境であ

り、民族分布も歴史的背景も無視してスリエム地方の東部と中部がセルビア領となっている。バチユカ地方に対してドナウ川が国境となっているが、民族境界とは異なっている。両国はアパティンやシャレングラドなどに係争地を抱えている⁽⁴⁴⁾。

モンテネグロとの国境は二二・六キロで、全体の一・〇パーセントにあたる。ブドヴァを含むコトル湾地方は歴史的にオーストリア領ダルマチアの一部であったが、第二次世界大戦後、かつてのストリナ回廊を含めてモンテネグロの帰属となった。一九九一年以降、オシエトロ岬を含むプレヴラカ一帯が両国の係争地となり、一九九二年から二〇〇二年まで国連監視団が派遣されていたが、その後クロアチアに返還された⁽⁴⁵⁾。

4. その他の旧ユーゴスラヴィア諸国の教科書と国境問題

クロアチアの歴史教科書と地理教科書が示す国境問題に関する主張は、クロアチア以外の旧ユーゴスラヴィア諸国にも見られないわけではない。むしろ各国の主張の違いが尖锐化し、不和を助長しかねない危惧さえある。クロアチア以外の旧ユーゴスラヴィア諸国の地理教科書は、全般的に在外同胞に関する記述のは詳しさが特徴の一つであるが、国境問題に直接言及するものは殆ど無く、国土の形成史に関する記述も非常に限定的であり、基本的には歴史教科書のみが考察の対象となりうる⁽⁴⁷⁾。ここでは、クロアチアの教科書の主張と対比する形で、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビアおよびモンテネグロの教科書の記述を検討したい。

(1) ボスニア・ヘルツェゴヴィナの国境問題

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの連邦側の最近の歴史教科書では、同国の領土的一体性を損ねる事件に対して批判的な記述がなされている。その点ではクロアチアの歴史教科書と同じく、第一次世界大戦後に成立したセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国（のちのユーゴスラヴィア王国）が採用した行政区分がそれに該当すると見なされている。とくに一九二九年の行政区分では「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ地域は四つの州に組み込まれた。サライエヴォを州都とするドリンスカ州、バニヤ・ルカを州都とするヴルバスカ州（唯一、その全域がボスニア・ヘルツェゴヴィナ領内にあった）、スプリット（クロアチア）を州都とするプリモルスカ州、ツェティニエ（モンテネグロ）を州都とするゼーツカ州である。これらすべての州はベオグラードの中央政府の管轄下にあった。この分割によって数世紀にわたるボスニア・ヘルツェゴヴィナの境界は抹消され、統一的な領域として存在しなくなった」とされる。⁽⁴⁸⁾ 当然ながら、「クロアチア独立国」時代に関しても、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの歴史的・領土的独自性を完全に抹消する」⁽⁴⁹⁾ 地方行政区分が導入されたことに批判の目が向けられている。なお、この教科書は第二次世界大戦中の抵抗運動を通じてボスニア・ヘルツェゴヴィナの国家性の再建がなされたことに触れているものの、その境界画定に関する記述はいつさい無い。ユーゴスラヴィア解体後の国境問題についても全く取り上げられていない。かつてはストリナ回廊をめぐるモンテネグロとの境界画定問題を取り上げる教科書があったが、あくまで例外的なものとし

て位置づけられる。

一方、同じく連邦側の地理教科書は、かつてのクロアチアの教科書と同じく巻頭で国土の形成史に関する詳しい記述を設けている。⁽⁵¹⁾ さらに、地理的位置や国境に関する記述も見られるが、いずれも国境問題には全く触れていない。クロアチアの主張に対抗するわけではないと思われるが、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがネウムでアドリア海への出口を持っていることが強調され、写真つきのコラムまで設けられている。⁽⁵²⁾ なお、この教科書ではクロアチアとの国境の長さは九三二キロとされており、セルビア人共和国側の地理教科書が示す九三二キロという数値とも、⁽⁵⁴⁾ クロアチアの教科書が示す数値とも異なっている。⁽⁵³⁾

これに対して、セルビア人共和国側の歴史教科書は、両大戦間期の行政区分について必ずしも批判的に論じてはいない。現在のセルビア人共和国の事実上の首都となっているバニヤ・ルカを州都とするヴルバスカ州（一九二九年創設）について詳しい記述があるものの、⁽⁵⁵⁾ ボスニア・ヘルツェゴヴィナとしての領土的一体性の主張は見られない。ただし、クロアチア自治州の創設（一九三九年）に関しては、同州における「セルビア人の立場は政治的・文化的・経済的観点から悪化していった」と⁽⁵⁶⁾ 批判しており、さらにボスニア・ヘルツェゴヴィナの自治を求める声があったことに触れている。この教科書は第二次世界大戦後の境界画定問題や現在の国境問題についてもいつさい言及していない。隣接するクロアチアにおける「クライナ・セルビア人共和国」の興亡に関連して「国際社会は自由と民族的権利と人権を求めただけのセルビア民族に対す

る理解を欠いていた」と批判していることが数少ない主張と見なせる箇所である。

(2) セルビアおよびモンテネグロの国境問題

ここでは、クロアチアの事例と同じく、セルビアの歴史教科書における国境問題の記述をセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の発足当初における国境問題、第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の国境問題と共和国境界問題に焦点をあてて分析する。なお、ユーゴスラヴィア解体後の新たな国境問題については、主として地理教科書の記述を分析の対象とした。

まず、第一次世界大戦後の国境問題については、クロアチアとは異なり、「アドリア海問題」に焦点があてられていない。教科書局の小学校向け教科書の以下の記述は、このことをよく示している。

〔セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の〕国境は一九一九年一月から二〇年初頭まで開催されたヴェルサイユ講和会議で定められた。オーストリアとの国境はサン・ジェルマン条約で規定されたが、そこではイストリアの一部と僅かな地域だけがイタリアに、イストリアの残りの部分とカリンティア、カルニオラ、ダルマチア、ステイリアの一部がセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国に帰属するはずであった。一九二〇年六月にハンガリーと署名に至ったトリアノン条約によって、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニ

ア人王国はクロアチアとスラヴォニア、そしてヴォイヴォディナを獲得した。……バナトでは同じ数のルーマニア人が新国家に、セルビア人がルーマニアにとどまる形で国境線が引かれた。ブルガリアと締結したヌイイ条約によって、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国に約二五〇〇平方キロを与える形で国境の修正がなされ、戦争による損害の補償義務を取りつけた。新たなセルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国は二四万八九七七平方キロの国土と一二〇〇万人もの住民を擁した。⁽⁵⁸⁾

教科書局のギムナジウム向け教科書でも、記述の内容はほぼ同じである。⁽⁵⁹⁾しかし、クレット社のギムナジウム向け教科書では、より具体的に、ハンガリーからプレクムリエ、メジウムリエ、スラヴォニア、南ハンガリー(ヴォイヴォディナ)を、ブルガリアからストウルミツァ、ボシリグラド、ツアリブロードを獲得したこと、オーストリアにカリンティアを要求したものの住民投票の結果オーストリアにとどまったこと、イタリアとの国境紛争はリエカがイタリアに併合される一九二四年まで続いたこと、アルバニアとの国境は一九二五年によりやく定められたことなども記されている。また、セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国の代表団がリエカ港やシュコドラ港などを要求したものの実現しなかったことなどから、各国がそうして定められた国境に満足せず、報復主義的・修正主義的要求を強めたことにも触れられている。さらに、フレスカ社のギムナジウム向け教科書は、国際的に承認され争点もない

国境（ギリシア、ルーマニアの一部）、国際的に承認されたが争点のある国境（アルバニア、ブルガリア）、軍事行動により定められた暫定的な国境（ルーマニアの一部、ハンガリー、イタリア、オーストリア）に区分するとともに、イタリアのダルマチアに対する領土的野心やアルバニアのコソヴォ・メトヒヤ、モンテネグロとマケドニアの一部に対する領土的野心について言及している。⁽⁶¹⁾ なお、エドウカ社の小学校向け教科書は例外的に「アドリア海問題」に関するかなり詳しい記述があり、例えばイタリアがラパロ条約でイストリアのほぼ全域とザダル、ツレス島、ロシニ島、ラストヴォ島、バラグルジャ島を得たこと、さらにリエカを併合したことも触れている。⁽⁶²⁾

続いて、第二次世界大戦後に連邦国家として再編された際の国境問題と共和国境界問題について見てみよう。教科書局のギムナジウム向け教科書には、バラニヤ地方の帰属に関して「一九四五年五月一六日、ヴォイヴォディナ人民解放中央委員会幹部会の決定により、主としてセルビア人が住むバラニヤがヴォイヴォディナから分離され、クロアチアに編入された」とする記述がある（教科書局の小学校向け教科書にもほぼ同一の記述がある）。⁽⁶⁴⁾ さらに、クレット社のギムナジウム向け教科書には、「ヴォイヴォディナからヴコヴァル、ヴィンコヴツイ、ジュパニヤを含む西スレム（スリエム）、ダルダ郡とバティナ郡を含むバラニヤが分離された。そのクロアチアへの編入は、とくに都市部でクロアチア系住民が相対的多数派を占めることと経済的理由によるものであった。ユーゴスラヴィア共産党はこの決定によりツヴェトコヴィチⅡマチェク協

定の条項と部分的ながらクロアチア独立国の版図を受け入れたのである」と記されている。⁽⁶⁵⁾ これはクロアチアの主張とは大きく異なるものである。

なお、これらの教科書は、いずれもセルビア共和国だけに自治州や自治区が設立され、同じような理由が存在するはずの他の共和国（クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア）には設立されなかったことも批判的に述べている。

最後に、現在の国境問題についてはどうか。セルビアの地理教科書は隣接する国々との国境の長さや国境検問所（国境通過点）の位置を紹介しているものの、クロアチアの教科書に見られるような国境問題に関する記述は殆ど見られない。一九一三年のロンドン議定書以降のセルビアⅡアルバニア国境の歴史およびセルビアがコソヴォ・メトヒヤ自治州におけるアルバニア国境の管理ができていない現状についてのみ、詳しい説明がなされている。⁽⁶⁶⁾ セルビアの国境が民族分布に基づくものではないことが強調されているのも一つの特徴である。⁽⁶⁷⁾ なお、セルビアⅡクロアチア国境の長さは二五九・三キロとされており、⁽⁶⁸⁾ クロアチアの教科書が示す数値（三一六・七キロ）と大きく異なっている。クロアチアの教科書が提示しているアパティンやシャレングラドなどの係争地についてもいっさい取り上げていない。

セルビアの地理教科書では、人口動態に関連して先史時代から現代に至るセルビア人をはじめとする「住民」の歴史が非常に詳細に描かれている。⁽⁶⁹⁾ 近隣諸国のセルビア人についても、この教科書の最後の章「旧ユ

「ゴスラヴィア諸国のセルビア人とディアスボラ」⁽⁷⁰⁾で地方ごとに詳述されているが、とくにクロアチアとスロヴェニアにおけるセルビア人の不遇さが強調されている。クロアチアとの関連では、クロアチアが独立宣言とともにセルビア人の主要民族としての地位を奪った結果、セルビア人は自らの民族国家として「クライナ・セルビア共和国」の樹立を宣言したが、国際的な承認を受けられないまま、クロアチア軍の攻勢で消滅したこと、それによりクロアチア国内のセルビア人の三分の二が国内避難民となったり、ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人共和国やセルビアなどに逃れたりして、現在でも多くの人々が難民生活を送っていることに言及している。⁽⁷¹⁾一九九〇年代前半のクロアチアにおける紛争を「セルビア、モンテネグロ、ユーゴスラヴィア人民軍が武装蜂起したクロアチア共和国のセルビア系住民の一部とともにクロアチア共和国に対して行った武力による侵略行為」⁽⁷²⁾に対する「祖国戦争」とみなすクロアチアの公式見解とは全く異なるものであることがわかる。

なお、モンテネグロは依然として国定教科書を採用しているが、その歴史教科書にも地理教科書にも戦後の共和国境界画定問題や現在の国境問題に関する記述は全く無い。⁽⁷³⁾

むすびにかえて

本稿ではクロアチアの事例を中心に学校教科書における国境問題の描かれ方を分析してきた。学校教育の範囲を超えるような非常に詳しい

記述がしばしば見られることが確認された。近隣諸国との関係を悪化させかねないものさえあり、日本と近隣諸国の歴史認識問題と似た側面がある。

今回は国境問題に関する記述の概要を取りまとめるにとどまり、個々の記述に対する評価を十分になしえたとは言えない。これらが実際に人々の意識や各国の関係にどのような影響をもたらしているかは未解明である。また、クロアチアとの国境問題を抱えるスロヴェニアの事例を取り上げることができなかった。近年スロヴェニアで出版された『スロヴェニア歴史地図帳』に掲載されている「一九五五年のスロヴェニア人民共和国」の地図には、クロアチアとの係争地が一一か所もある。⁽⁷⁴⁾ これらを含む学校教科書の記述のさらに緻密な分析を今後の課題としたい。

注

- (1) 日本の外務省のサイト「日本の領土をめぐる情勢」
<http://www.mofa.go.jp/territory/> を参照。
- (2) 二〇一五年度の社会科学教科書と地図帳一四点のうち計七点が竹島と尖閣諸島を「日本(固有)の領土」と明記し、写真や地図とともに現状の説明を行っているところが多い(『読売新聞』二〇一四年四月四日)。
- (3) 日本でも、柴宜弘編『スルカノ史と歴史教育——地域史』トナイゼンティの再構築(明石書店、二〇〇八年)があるほか、Nobuhro Shiba et al. eds., *School History and Textbooks: A Comparative Analysis of History Textbooks in Japan and Slovenia*, Ljubljana: Institute of Contemporary History, 2013 などの共同研究の報告集がある。
- (4) Katalog obveznih udžbenika i pripadajućih dopunskih nastavnih sredstava za šk. god. 2014./2015. クロアチア科学・教育・スポーツ省のサイト (<http://public.mzos.hr/>) を参照。当初は非常に多くの種類の教科書が出版されていたが、採択率の低いものの認可が取り消されるなどして、現在の形に落ち着いた。一部では国定教科書の復活を求める声やえあむところ。
- (5) Vesna Đurić, *Vremeplov 8: udžbenik povijesti za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014, pp. 88-93.
- (6) Ibid., pp. 90-91.
- (7) Ibid., p. 98.
- (8) Ibid., p. 105.
- (9) Ibid., p. 114.
- (10) Ibid., pp. 204-205.
- (11) Ibid., p. 213.
- (12) Stjepan Bekavac et al., *Povijest 8: udžbenik za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Alfa, 2014, pp. 137-138.
- (13) Hrvoje Petrić et al., *Povijest 4. Udžbenik iz povijesti za 4. razred gimnazije*, Samobor: Meridijani, 2014, p. 170.
- (14) Ibid., p. 171.
- (15) Miroslav Akmađža et al., *Povijest 4: udžbenik za 4. razred gimnazije*, Zagreb: Alfa, 2009, p. 167.
- (16) Kresimir Erdelja et al., *Koraci kroz vrijeme 4: udžbenik povijesti u četvrtom razredu gimnazije*, Zagreb: Školska knjiga, 2014, p. 245.
- (17) Goran Milijan et al., *Povijest 4: udžbenik povijesti za četvrti razred gimnazije*, Zagreb: Profil, 2009, p. 205.
- (18) Snježana Koren, *Povijest 8: udžbenik iz povijesti za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014, pp. 252-253.
- (19) Ibid., p. 295.
- (20) 例えば、旧ユーゴスラヴィア連邦時代のクロアチアの地理教科書 Miljenko Bilen et al., *Svijet danas 5: SFR Jugoslavija i međunarodna zajednica: udžbenik zemljopisa za I. razred srednjeg usmjerenog obrazovanja, 4. izd.*, Zagreb: Školska knjiga, 1988 だが、「国家の領域＝政治機構」と題する章に九頁(pp. 42-50)が割かれ、ユーゴスラヴィア全土を含む五つの歴史地図(行政区分図)が掲載されているほか、各共和国の領土の歴史的發展についても比較的詳しい紹介がなされている(pp. 51-52, 74, 81, 92, 109, 114)。なお、この教科書では、国境問題ないし共和国境界問題の存在については全く触れられていない。
- (21) 独立直後のクロアチアの地理教科書 Alfonso Cvitanović et al., *Svijet danas 4: udžbenik zemljopisa za VIII. razred osnovne škole: Europa, Republika Hrvatska*, Zagreb: Školska knjiga, 1992 だが、田ネーチスラヴィ

- ア連邦時代の地理教科書の改訂版として発行されたものだが、それまでに無かった「国土の形成」に関する記述を加えたほか (pp.167-170)、「一〇世紀のクロアチア王国」、「一四世紀のクロアチア」、「一八四八年のクロアチア」、「一九三九年のクロアチア自治州」の四点の歴史地図を載せている。ただし「」の教科書でも国境問題に関する記述はない。
- (23) Božica Curić et al., *Zemljopis 4: udžbenik za 8. razred osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 1998, p.12.
- (23) Ibid., p.11.
- (24) Ibid., p.84.
- (25) Ibid., p.83.
- (26) Ibid., pp.105-106.
- (27) Ibid., pp.23-24.
- (28) Danir Magaš et al., *Zemljopis 8: udžbenik zemljopisa za IV. razred gimnazije, IV. izdanje*, Zagreb: Školska knjiga, 1998, pp.14-17, 18-45.
- (29) Ibid., pp.38-39.
- (30) Borina Fürst-Bjeliš et al., *Zemljopis Hrvatske: udžbenik iz zemljopisa za osmi razred osnovne škole, treće izmijenjeno izdanje*, Zagreb: Znanje, 2003.
- (31) Ibid., p.97.
- (32) *Nastavni plan i program za osnovnu školu*, Zagreb: Ministarstvo znanosti, obrazovanja i sporta, 2006.」の学習指導要領に HINOS: Hrvatski nacionalni obrazovni standard (CNEIS: Croatian National Educational Standard) の名称で広がった。二〇〇八年以降、新たに「ナショナル・カリキュラム・フレームワーク」(Nationalni okvirni kurikulum za predškolski odgoj i obrazovanje te opće obvezno i srednjoškolsko obrazovanje) が発表された。更新されたこと。
- (33) Igor Tšima, *Geografija Hrvatske: udžbenik za osmi razred osnovne škole, 5. izdanje*, Zagreb: Školska knjiga, 2011 ほか。この教科書は詳しい地図やデータ (各国の在外同胞数) とともにクロアチア移民に関する記述に六頁を割いている (pp.82-87)。
- (34) Milan Ilić et al., *Gea 3: udžbenik geografije za 7. razred osnovne škole, 3. izdanje*, Zagreb: Školska knjiga, 2009 ほか。
- (35) Igor Tšima, *Geografija Hrvatske*, p.31. スヴェタ・ゲラ Sveta Gera は聖ゲルトルートを意味するクロアチア名であり、スロヴェニアではトルディナ峰 Trdinov vrh と呼ばれる。
- (36) Aleksandar Likic et al., *Geografija 8: udžbenik geografije za osmi razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2014, pp.36-37.
- (37) Hermenegildo Gall et al., *Geografija 4: udžbenik za četvrti razred gimnazije*, Zagreb: Školska knjiga, 2010, pp.21-35.
- (38) Ibid., pp.38-40.
- (39) Dragutin Feletar et al., *Geografija 4: udžbenik za četvrti razred gimnazije*, Samobor: Meridijani, 2014, pp.20-29.
- (40)」のメリライヤニ社の教科書などに見られるクロアチア国境の長さの二二七四・九キロという数値および各国との国境に関する数値は、二〇一〇年に国家統計局のデータが修正されたことに対応したものである (*Statističke informacije 2010*, Zagreb: Državni zavod za statistiku, 2010, p.12)。⁵⁾ そのため、それ以前の教科書とは数値の詳細が一致していない。独立直後の統計年鑑や各種の地図帳では、クロアチア国境の長さは二〇二八キロとされており、その内訳はボスニア・ヘルツェゴヴィナ国境九三二キロ、スロヴェニア国境五〇一キロ、ハンガリー国境三二九キロ、セルビア国境二四一キロ、モンテネグロ国境二五キロとなった (*Statistički ljetopis hrvatskih županija 1993*, Zagreb: Državni zavod za statistiku, 1994, p.15; Ivan

- Bertić, ed., *Zemljopisni atlas Republike Hrvatske*, Zagreb: Školska knjiga, Leksikografski zavod Miroslav Krleža, 1983, p. 76)。この時代の小学校向けの教科書は旧ユーゴスラヴィア連邦時代の教科書を修正したもので、国境に関する記述は殆ど見られないが、それでもクロアチア国境の長さとは二〇二八キロメートルだけは記された (Alfonso Cvitanović et al., *Svijet danas* 4, p.167)。
- 最近の教科書でも、この数値が引き継がれているものがある (Hermenegildo Gall et al., *Geografija* 4, p.19)。また、二〇一三年に国家統計局のデータが再度修正された二二七〇・五キロとなり、各国との国境に関する数値も変わったため (*Statističke informacije 2013*, Zagreb: Državni zavod za statistiku, 2013, p.12) 国境の長さに関する数値はなにも流動的な面がある。
- (11) Dragutin Feletar et al., *Geografija* 4, p.31.
- (12) *Ibid.*, p.32.
- (13) *Ibid.*, p.32.
- (14) *Ibid.*, p.33.
- (15) *Ibid.*, p.33. 別の教科書では、「ブレヴラカに関するモンテネグロとの国境問題は暫定合意によって解決されているが、クロアチアにおける多くの人々がこれに満足してゐない」(Emil Čokonaj et al., *Turistička geografija Hrvatske: Udžbenik iz geografije za srednje turističke škole*, Samobor: Meridijani, 2014, p.17)。
- (16) セルビアでは、とくにフランスカ社の小学校八年生向け教科書が「拡散するセルビア人」と題する章に「四頁を割いて数多くの写真や地図、統計データなど」詳しく説明を行っている (Ljiljana Živković et al., *Geografija za osmi razred osnovne škole: udžbenik, radna sveska*, Beograd: Freska, 2013, pp.202-215. このほか、Srboljub Stamenković et al., *Geografija za 8. razred osnovne škole*, Beograd: Zavod za udžbenike, 2011) また「バルカン国外のセルビア人」に八頁 (pp.88-95) 、「また Vinko Kovačević et al., *Geografija 8: udžbenik za osmi razred osnovne škole*, Beograd: Klett, 2010) では「バルカン国外のセルビア人」に四頁 (pp.152-155) があつてゐる。
- (17) セルビアではクレット社の小学校八年生向け教科書が例外的に巻頭に「セルビア国家の発展」と題する章を設け、「二世紀半ばのステファン・ネマニヤの時代から二〇〇六年のセルビア共和国の独立に至るセルビア国家の歴史を概観するとともに、各時代のセルビアの版図を二点もの地図で示してゐる。Vinko Kovačević et al., *Geografija* 8, pp.6-8.
- (18) Izet Šabotić et al., *Historija 9. Udžbenik za deveti razred devetogodišnjeg osnovne škole*, Tuzla: Nam, Zenica: Vrijeme, 2012, p.140.
- (19) *Ibid.*, p.154.
- (20) Leonard Valenta, *Historija – Povijest za 8. razred osnovne škole*, Sarajevo: Bosanska riječ, 2007, p.174. この教科書は第二次世界大戦前後のストリナ回廊一帯の地図二点を提示しつつ、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナは国民に知られず議会の承認も得ないままに第二の海への出口を失った」と説明している。
- (21) Damir Džajić et al., *Geografija 9. Udžbenik za deveti razred devetogodišnjeg osnovne škole*, Zenica: Vrijeme, Tuzla: Nam, 2012, pp.6-12.
- (22) *Ibid.*, p.18.
- (23) *Ibid.*, p.16.
- (24) Čedomir Crnogorac et al., *Geografija za 9. razred osnovne škole*, Istočno Sarajevo: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, 2011, p.16.
- (25) Ranko Pejić et al., *Istorija za 9. razred osnovne škole*, Istočno Sarajevo: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, 2010, pp.102-104.
- (26) *Ibid.*, p.107.
- (27) *Ibid.*, p.194.

- (8) Dorđe Đurić et al., *Istorija Sr̄ za osmi razred osnovne škole*, Beograd: Zavod za udžbenike, 2010, p.102.
- (9) Dorđe Đurić et al., *Istorija za treći razred gimnazije prirodno-matematičkog smera i četvrti razred opšteg i društveno-jezičkog smera*, Beograd: Zavod za udžbenike, 2010, pp. 136-137.
- (10) Mira Radoljević, *Istorija IV Uđbenik za treći razred gimnazije prirodno-matematičkog smera i četvrti razred gimnazije društveno-jezičkog smera i opšteg tipa i četvrti razred srednje stručne škole za obrazovne profile pravni tehničar i birotehničar*, Beograd: Klett, 2014, pp.178-179.
- (11) Radoš Ljušić et al., *Istorija za treći razred gimnazije prirodno-matematičkog smera i četvrti razred gimnazije opšteg i društveno-jezičkog smera*, Beograd: Freska, 2013, p.128.
- (12) Dunja Svirar Dujković et al., *Istorija 8. Uđbenik za osmi razred osnovne škole*, Beograd: Eduka, 2013, pp.106-107.
- (13) Dorđe Đurić et al., *Istorija za treći razred gimnazije*, p.235.
- (14) Dorđe Đurić et al., *Istorija 8*, p.174.
- (15) Mira Radoljević, *Istorija IV*, p.355.
- (16) Mirko Grčić et al., *Geografija za III razred gimnazije*, Beograd: Zavod za udžbenike, 2008, p.19.
- (17) Ibid., p.17.
- (18) Ibid., p.17. セルビア統計局による数値は二六一・七キロである
Statistical office of the Republic of Serbia, 2014, p.10) これとも異なる
Statistical office of the Republic of Serbia, 2014, p.10)
- (19) Ibid., pp.77-83. 「住民」にはイリリア人、トラキア人、ケルト人、ゴート人、ゲビド人、ランゴバルド人、ヴァンダル人、スキタイ人、サルマティア人、フン人、アヴァール人、セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、ブルガール人、ソルブ人、ヴァフ人、サーズ人、アルバニア人、トルコ人、ロマ、ユダヤ人(セファルディム、アシュケナジム)、ツィンツアリ、ギリシア人、アルメニア人、チェルケス人、ドイツ人、スロヴァキア人、チェコ人、ルシン人、ウクライナ人、ポーランド人、ルーミアニア人、ブニェヴァツ人、シヨカツ人、ロシア人、ハンガリー人、マケドニア人、ブルガリア人、モンテネグロ人、ゴースラ人などが含まれる。
- (20) Ibid., pp.208-219.
- (21) Ibid., p.212.
- (22) "Deklaracija o Domovinskom ratu", *Narodne novine*, br.102, 17.10.2000.
- (23) Slavko Burzanović et al., *Istorija za deveti razred devetogodišnje osnovne škole*, Podgorica: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, 2010: Šerbo Rastoder et al., *Istorija 4 za četvrti razred gimnazije*, Podgorica: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, 2009; Mluthin Tadić et al., *Geografija za 9. razred devetogodišnje osnovne škole*, Podgorica: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva, 2010.
- (24) *Slovenski zgodovinski atlas*, Ljubljana: Nova revija, 2011, p.196. この歴史地図帳は第一次世界大戦後の西部国境 (pp.168-169) や第二次世界大戦後の西部国境 (pp.194-195) について詳しく取り上げている。